

2016年12月23日

お客様各位

株式会社マグネスケール  
輸出入管理責任者  
伊藤 力

弊社レーザスケール製品（直線タイプ）の該非判定について

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度弊社レーザスケール製品（直線タイプ）に対する該非判定につきまして、従来お客様にご案内しておりました内容を一部変更致しました。これは「レーザー光を用いた光学エンコーダーが政省令等改正で規制対象として追加された」ことを受け法令等の解釈を再吟味し、経済産業省安全保障貿易審査課への事前相談等を基に弊社にて最終的に判断したものです。お客様に提出いたします該非判定書の内容をご確認いただければ幸いです。

ご不明等ございましたら弊社宛ご連絡くださいますよう、宜しく願いいたします。

敬具

記

弊社レーザスケール製品（直線タイプ）はフィードバック装置として用いられる製品として、従来輸出貿易管理令別表第1の6項（8）を対象項番として該非判定を行ってまいりました。

しかしながら、2017年1月7日施行の政省令改正に伴い、輸出令別表第1の6項（6）、省令第5条八号ロ（一）「直線上の変位（長さ）を測定できるもので、レーザー光を用いた光学エンコーダー」として、2017年1月7日以降、該非判定行ってまいります。

◆お客様におかれましては、下記にご注意くださいますようお願いいたします。

法令、政省令等によりますと、弊社レーザスケール製品（直線タイプ）を使用した測定装置等は、該当になることがあります。そのため、お客様で輸出されます製品につきましては仕様等をご確認のうえ適切な該非判定及び輸出手続きを行っていただきますようお願いいたします。

以上

問合せ窓口；輸出管理部門  
TEL：0463-92-2146